

2009年7月15日
日 本 銀 行

「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱い
に関する特則」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第5号に定める危機対応業務として実施するコミットメント・ラインの設定業務を支援するための時限措置として、「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」（平成20年12月19日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)
中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」中一部改正

- 標記特則を横線のとおり改める。

株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第5号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマーシャル・ペーパーの買取業務およびコミットメント・ラインの設定業務（以下「CP買取業務等」という。）を支援するための時限措置として、同行について、金融市場調節に係る諸取引の対象先に選定するための条件に関し、以下の1. ないし3. の特例を設けるものとする。

1. }
2. } 略（不変）
3. }

（附則）

1. この特則は、本日から実施し、CP買取業務等の終了日をもって廃止する。
2. 株式会社日本政策投資銀行が、CP買取業務等により取得したコマーシャル・ペーパーまたはコミットメント・ライン契約に基づく貸付債権を保有している場合における同行の取扱いについては、1. の廃止日以後も、なお従前の例による。